

## 地域自然資産法について

永田浜ウミガメ保全協議会事務局

## 1. 地域自然資産法の概要

- ・ 目的：地域における自然資産の保全や持続可能な利用の推進に必要な経費を確保し、地域社会の健全な発展に資すること。
- ・ 2つの取組：①地域自然環境保全等事業、②自然環境トラスト活動  
⇒ これらに必要な経費を確保する。

## 2. 地域自然資産法の仕組み

- ・ 都道府県又は市町村が主体となり、関係機関・団体から構成される協議会を設置  
※協議会の設置は必ずしも義務付けられているものではないが、後述する地域計画の策定やその後の運営には様々な主体の合意形成や連絡調整を行う必要があることから、設置することが望ましいとされる。  
※既存の協議会を用いることも可能。
- ・ 同協議会において、同法に規定される地域計画を作成

- ・ その地域の自然環境を地域住民の資産として保全や利用するために自治体等が入域料等によって実施する事業(地域自然環境保全等事業)の内容について記載したもの
- ・ 入域料に関する事項も含まれるが、運用には公平性や透明性が求められる。

## 3. 地域自然資産法でできること

○公平性や透明性のある自然環境保全等事業の実施

- ◆ウミガメ観察会や調査活動など保全や利用に必要な事業を自治体の事業として実施
  - ・ 事業の内容は協議会で検討。
  - ・ 会計は自治体に管理され、収支状況は様々な形で公開。

○入域料の徴収

- ◆自然環境保全等事業に必要な経費を確保するため、入域料を徴収することが可能
  - ・ 実施できる事業の幅が広がる可能性がある。
  - ※ 任意以外の抛出方法を求める場合、別途条例を制定する必要がある。
  - ※ 入域料を徴収する場合であっても、保全や利用に関する取組には公的資金が用いられることが基本。